

小牧市建設工事入札総合点数算定要領

平成26年7月1日
26小契第56号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保及び市内の建設業者の育成を図るため、市が発注する建設工事の入札に参加しようとする市内の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）の総合的な評価に係る点数（以下「総合点数」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合点数)

第2条 総合点数とは、法第27条の23に規定する経営事項審査により数値化された総合評定値に、別記算式により算定した市独自点を加えたものをいう。

(総合点数を用いる入札)

第3条 総合点数を用いる入札は、一般競争入札とする。

(対象者及び対象工事)

第4条 総合点数の算定の対象となる者は、市内に本店、支店又は営業所等があり、当該年度の入札参加資格を有しているものとする。

2 総合点数の算定の対象となる建設工事の種類は、土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事とする。

(通知)

第5条 市長は、総合点数を算定したときは、対象となる者に通知するものとする。

(総合点数の有効期間)

第6条 総合点数の有効期間は、前条の通知の日から、次の総合点数の通知の日の前日までとする。

附 則

この要領は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月18日から施行する。

別記算式（第2条関係）

$$\text{市独自点} = \{(A - 70) \times 10\} \times B + C + D$$

この算式において、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 当該年度の前年度における各建設工種の種類に係る小牧市建設工事成績評定要領（平成20年1月16日19小総第852号）に規定する評定点の平均点（平均点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までもとめる。）

B 補正係数（請負件数に応じた工事成績評定点を補正するもの）

請負件数			補正係数	
土木一式 工事	建築一式 工事	水道施設 工事		
1以上 3以下	1	1	1 / 1	
4以上 6以下	2以上 3以下	2以上 3以下	5 / 4	(A - 70)の数値がプラスの場合
			4 / 5	(A - 70)の数値がマイナスの場合
7以上	4以上	4以上	3 / 2	(A - 70)の数値がプラスの場合
			2 / 3	(A - 70)の数値がマイナスの場合

※ $\{(A - 70) \times 10\} \times B$ の式により算出された点数に整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

※ 請負実績がない場合は、係数はないものとする。

C 前年度の工事請負額の合計額に応じた点数

工事請負額（単位：千円）	点数	工事請負額（単位：千円）	点数
なし	0点	80,000以上 90,000未満	55点
5,000未満	5点	90,000以上 100,000未満	60点
5,000以上 10,000未満	10点	100,000以上 125,000未満	65点
10,000以上 15,000未満	15点	125,000以上 150,000未満	70点
15,000以上 20,000未満	20点	150,000以上 175,000未満	75点
20,000以上 30,000未満	25点	175,000以上 200,000未満	80点
30,000以上 40,000未満	30点	200,000以上	85点
40,000以上 50,000未満	35点		
50,000以上 60,000未満	40点		

60,000 以上 70,000 未満	45 点
70,000 以上 80,000 未満	50 点

※工事請負額は、当該年度の前年度末までに工事が完了したものとす
る。

D 地域又は社会への貢献の度合いによる点数 次に掲げる点数を合
算した点数とする。

(1)市との防災協定を締結している場合は、10点。

(2)総合点数算定時に、協力雇用主として名古屋保護観察所に登録
されている場合は、3点。

(3)協力雇用主として名古屋保護観察所に登録され、総合点数算定
時の前年度から総合点数算定までの間において、保護観察中の
者又は更生緊急保護中の者(以下「保護観察対象者等」という。)
を同一人について連続して30日以上雇用した場合は、7点。
この場合において、当該雇用については、名古屋保護観察所が
証明する「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」を提出さ
せることにより確認するものとする。